



障害のある方

障害のある方が利用できる各種サービスや利用方法などをまとめた「障害者福祉のしおり」を発行しています。

障害者福祉課などで配布している他、区ホームページでもご覧いただけます。



手 当

障害のある方の手当

特別児童扶養手当

以下の①と②を満たす児童を監護する父母または養育者に支給します。

- ① 20 歳未満
- ② 身体障害者手帳 1 ～ 3 級程度、愛の手帳 1 ～ 3 度程度の障害または精神障害などにより、日常生活に著しい制限を受ける児童

◎所得制限などあり



特別障害者手当

以下の①と②を満たす方に支給します。

- ① 20 歳以上
- ② 身体障害者手帳 1・2 級程度、愛の手帳 1・2 度程度の障害またはこれらと同程度の疾病・精神の障害がある方

◎所得制限などあり



障害児福祉手当

以下の①と②を満たす方に支給します。

- ① 20 歳未満
- ② 身体障害者手帳 1・2 級程度、愛の手帳 1・2 度程度またはこれと同程度の疾病・精神の障害がある方

◎所得制限などあり



心身障害者福祉手当

以下の①と②を満たす方に支給します。

- ① 原則申請時に 65 歳未満
- ② 身体障害者手帳 3 級以上、愛の手帳 4 度以上、脳性麻痺、進行性筋萎縮症の方、精神障害者保健福祉手帳 1 級の方

◎所得制限などあり



重度心身障害者手当

以下の①と②を満たす方に支給します。

- ① 申請時に 65 歳未満
 - ② 心身に重度の障害がある方
- ◎所得制限などあり
〈共通〉

問 障害者福祉課障害者福祉係

☎ (3546) 5389 FAX (3248) 1322

◎他に児童育成手当、児童扶養手当もあります (P19 参照)。



暮らし

ふとん乾燥・丸洗いサービス

以下の①と②を満たす場合に、ふとんを年 10 回乾燥し、年 1 回丸洗いおよび水洗いします。

- ① 65 歳未満
- ② 身体障害者手帳 2 級以上、愛の手帳 2 度以上または精神障害者保健福祉手帳 2 級以上の方が寝たきりの状態にある場合

◎利用条件あり

問 障害者福祉課相談支援係

☎ (3546) 6032 FAX (3248) 1322



理美容サービス

以下の①と②を満たす場合に、年 6 回まで自宅で理容師・美容師の出張サービスが受けられます。

- ① 65 歳未満
- ② 下肢または体幹機能障害で身体障害者手帳 1 級、愛の手帳 1 度または精神障害者保健福祉手帳 2 級以上のため、外出が困難な方

問 障害者福祉課相談支援係

☎ (3546) 6032 FAX (3248) 1322



紙おむつなどの支給

以下の①と②を満たす場合に、月 150 枚を限度に紙おむつを支給します。ただし、入院中で病院が指定するおむつ以外使用できない方には、月 7,000 円を限度におむつ代を助成します。



- ① 3 歳以上 65 歳未満
- ② 身体障害者手帳 2 級以上、愛の手帳 2 度以上または精神障害者保健福祉手帳 2 級以上の方が、寝たきりまたは失禁状態にある場合

◎利用条件あり

問 障害者福祉課相談支援係

☎ (3546) 6032 FAX (3248) 1322

補装具費の給付など

身体障害者手帳をお持ちの方に、眼鏡、補聴器、義手、義足、車いすなどの補装具費および修理費を給付します（区民税課税状況に応じ、自己負担あり）。



問 障害者福祉課相談支援係

☎ (3546) 6032 FAX (3248) 1322

緊急通報システム

1 人暮らしなどで、身体障害者手帳 2 級以上の方や難病患者の方の生活の安全を確保するため、緊急通報システム機器を設置しています。



問 障害者福祉課相談支援係

☎ (3546) 6032 FAX (3248) 1322

家具類転倒防止器具の取り付け

身体障害者手帳をお持ちの視覚障害者および肢体不自由 4 級以上の方が属する世帯、または、愛の手帳 3 度以上の方が属する世帯、精神障害者保健福祉手帳 2 級以上の方が属する世帯に、家具類転倒防止器具を 1 世帯 4 個まで取り付けます。



問 障害者福祉課障害者福祉係

☎ (3546) 5389 FAX (3248) 1322

福祉タクシー利用券の給付（自動車燃料費助成）

歩行困難で次の障害がある方に、タクシー券を年 1 回給付します。また、自動車燃料費実費を助成します（タクシー券との選択制）。



●身体障害者手帳

- ・下肢、体幹 3 級以上
- ・内部、視覚 2 級以上
- ・脳性麻痺または進行性筋萎縮症

●愛の手帳 2 度以上

●精神障害者保健福祉手帳 1 級

いずれも給付額は年 12,000 円～ 48,000 円分

問 障害者福祉課障害者福祉係

☎ (3546) 5389 FAX (3248) 1322

リフト付きハイヤーの運行

日常生活で車いすを利用している方や寝たきり状態にある方の社会生活の利便性向上などのため、車いすや移動寝台に乗ったまま乗降できるリフト付きハイヤーを運行し、月 4 枚まで（通院など特別な理由がある場合は月 10 枚まで）利用券を交付しています。



問 障害者福祉課障害者福祉係

☎ (3546) 5389 FAX (3248) 1322

介 護

居宅で受ける障害福祉サービス

障害者・難病患者などで、居宅で日常生活を営むのに支障がある場合、障害福祉サービスなどの支給申請を行い、支給決定後、事業者と直接契約を結びサービスの提供を受けます。サービスによっては、審査会で障害支援区分を判定し、区が認定を行います。



問 障害者福祉課相談支援係

☎ (3546) 6032 FAX (3248) 1322

在宅重度障害者介護者慰労事業

重度障害者（特別障害者手当または重度心身障害者手当の受給者）を在宅で介護している方に、年 1 回旅行券、食事・マッサージ共通券（それぞれ 1 万円単位）を組み合わせ、合計 3 万円分を給付します。



問 障害者福祉課障害者福祉係

☎ (3546) 5389 FAX (3248) 1322

施設

施設に入所または通所して受ける障害福祉サービス

施設に入（通）所を希望される方は、障害福祉サービスの支給申請を行い、支給決定後、施設と直接契約を行ってサービスの提供を受けます。



なお、サービスによっては、審査会で障害支援区分を判定し、区が認定を行います。

問 障害者福祉課相談支援係

☎ (3546) 6032 FAX (3248) 1322

障害のある子どもを対象とした通所サービス（障害児通所支援）

障害のある児童、または児童相談所や医師などにより療育の必要性が認められた児童について、通所サービスなどの支給申請ができます。支給決定後、事業所と直接契約を結びサービスの提供を受けます。



問 障害者福祉課相談支援係

☎ (3546) 6032 FAX (3248) 1322

レインボーハウス明石

18歳以上の知的障害者を対象に、居住の場を提供し、日常生活における支援などを行うことで本人の自立促進を図る知的障害者生活支援施設です。



また、この施設では、小学生以上の障害者（児）の短期入所や日中一時支援なども行っています。

問 レインボーハウス明石

☎ (6226) 1099 FAX (3546) 9082

福祉センター

障害のある方が地域社会で自立した生活を営めるよう、相談、生活介護、就労継続支援（B型）、地域活動支援センターなどの事業を行っています。また、講習・講座や自主活動の場を提供する他、就職することが困難な方向けに仕事の提供、内職のあっせんを行っています。



問 福祉センター管理係・支援係

☎ (3545) 9311 FAX (3544) 0888

基幹相談支援センター

障害者（児）とその家族に対する相談支援の中核的な役割を担い、障害の種別や年齢に関わらず、さまざまな相談に対応しています。



問 基幹相談支援センター

☎ (6264) 3957 FAX (6264) 3958

地域活動支援センター「ポケット中央」

精神疾患や精神障害のある方やその家族が気軽に相談できる場と安心して過ごせる居場所を提供しています。



問 ポケット中央

☎ (3541) 1021 FAX (3541) 1022

子ども発達支援センター「ゆりのき」

発達障害の有無にかかわらず、子どもの発達や育ちの相談をお聞きし、必要な支援につなげるなど、適切な療育の拠点として、子どもと保護者の福祉の増進を図っています。



問 子ども発達支援センター発達支援係

☎ (3545) 9844 FAX (3545) 9660